

## 第2種特別加入保険料率表

事業又は作業 の種類の番号	特別加入の種類	保険料率		
		令和5年度	令和6年度	
特 1	自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は 原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送	1000分の12	1000分の11	
特 2	建設業の一人親方	1000分の18	1000分の17	
特 3	漁船による自営業者	1000分の45	1000分の45	
特 4	林業の一人親方	1000分の52	1000分の52	
特 5	医薬品の配置販売業者	1000分の7	1000分の6	
特 6	再生資源取扱業者	1000分の14	1000分の14	
特 7	船員法第1条に規定する船員が行う事業	1000分の48	1000分の48	
特 8	柔道整復師	1000分の3	1000分の3	
特 9	創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者	1000分の3	1000分の3	
特 10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師作業従事者	1000分の3	1000分の3	
特 11	歯科技工士	1000分の3	1000分の3	
特 12	指定農業機械作業従事者	1000分の3	1000分の3	
特 13	職場適応訓練受講者	1000分の3	1000分の3	
特 14	家内労働者等	金属等の加工、洋食器加工作業	1000分の15	1000分の14
特 15		履物等の加工の作業	1000分の6	1000分の5
特 16		陶磁器製造の作業	1000分の17	1000分の17
特 17		動力機械による作業	1000分の3	1000分の3
特 18		仏壇、食器の加工の作業	1000分の18	1000分の18
特 19	事業主団体等委託訓練従事者	1000分の3	1000分の3	
特 20	特定農作業従事者	1000分の9	1000分の9	
特 21	労働組合等常勤役員	1000分の3	1000分の3	
特 22	介護作業従事者及び家事支援従事者	1000分の5	1000分の5	
特 23	芸能関係作業従事者	1000分の3	1000分の3	
特 24	アニメーション制作作業従事者	1000分の3	1000分の3	
特 25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	1000分の3	1000分の3	

※「特別加入の種類」が追加されたため、「事業又は作業の種類の番号」に変更がありますのでご注意ください。

※赤字の保険料率は前年度(令和5年度)より料率に変更がありますのでご注意下さい。